

品川区意思疎通支援事業実施要綱

	平成 26 年 3 月 26 日	区長決定	要綱第 53 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	部長決定	要綱第 111 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	部長決定	要綱第 361 号
改正	平成 27 年 12 月 28 日	区長決定	要綱第 53 号
改正	平成 29 年 3 月 23 日	区長決定	要綱第 35 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	部長決定	要綱第 19 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 147 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するため、手話通訳者または要約筆記者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容等）

第 2 条 品川区意思疎通支援事業（以下「事業」という。）は、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
 - (2) 意思疎通支援者の派遣に関する業務
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務
- （事業の実施および監督等）

第 3 条 区長は、前条第 1 号に規定する業務を実施するほか、同条 2 号以下の業務を区長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に委託して実施する。

- 2 区長は、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対し常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による区長の監督を受け、区長から業務改善命令等がなされた場合は、その補正等の措置を講じなければならない。

（意思疎通支援者の登録）

第 4 条 意思疎通支援者としての登録を希望する者は、品川区意思疎通支援者登録申請書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる意思疎通支援者の区分に応じ、それぞれ当該番号に定める書類を添付して、区長に申請するものとする。

- (1) 手話通訳者 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
 - イ 都道府県手話通訳者登録試験の合格者
 - ウ 区長が第 1 号イで規定するものと同様と認める者
- (2) 要約筆記者 次に掲げるいずれかの書類

ア 都道府県要約筆記者登録試験の合格者

イ 区長が第2号アで規定するものと同等と認める者

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査したうえ登録の可否を決定し、その旨を品川区意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により品川区意思疎通支援者として決定したときは、品川区意思疎通支援者登録台帳（第3号様式）に登録するものとする。

（意思疎通支援者証）

第5条 区長は、意思疎通支援者に品川区意思疎通支援者証（第4号様式。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。

2 意思疎通支援者証の有効期間は交付の日から2年間とし、別に定める手続により更新することができる。

3 意思疎通支援者は、手話通訳業務または要約筆記業務（以下「意思支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに品川区意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（第5号様式）を、区長に提出しなければならない。

5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに品川区意思疎通支援者登録事項変更届（第6号様式）を、区長に提出しなければならない。

6 意思疎通支援者は、登録の取り消しの決定を受けたときまたは登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を区長に返還しなければならない。

（意思疎通支援者の責務）

第6条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。

(2) 意思疎通支援者の登録に当たり、前号および第2項に規定する守秘義務を誓約するため「秘密保持誓約書」（第7号様式）を区長に提出しなければならないこと。

(3) 手話通訳または要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者の登録の取消しの決定を受けた者および登録を辞退したものについて準用する。

（派遣の対象者等）

第7条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、区内に居住する聴覚障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、他の区市町村の長から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該区市町村の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができる。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、区内において緊急に意思疎通支援者の派遣を

必要とする聴覚障害者等がいるときは、居住の有無にかかわらず当該聴覚障害者等を対象として意思疎通支援者を派遣することができる。

- 4 受託者は、派遣対象となる者の身体障害者手帳等を確認し、居住要件等の要件確認を行ったうえで利用者登録を行い管理するものとする。

(派遣の内容等)

第8条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活および社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 区長が社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
 - (2) 区長が公共の福祉に反すると認める内容
 - (3) 訴訟、司法手続、手術等、高度な知識や技術を必要とし、派遣の対象とすることが困難な内容
- 2 意思疎通支援を必要とする団体への派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活および社会生活を営むために必要なものとする。ただし、前項各号に掲げる事項は除くものとする。

(派遣の区域および時間)

第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、東京都内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を都外に派遣することができるものとする。ただし、区長は当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他の区市町村等の登録手話通訳者または要約筆記者を依頼し派遣することができる。
- 3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし緊急または止むを得ない事由のある場合はこの限りではない。

(派遣の依頼)

第10条 意思疎通支援者の派遣を依頼することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 第7条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）およびその者の家族等
 - (2) 聴覚障害者等で構成する団体
 - (3) 聴覚障害者等に対し意思疎通の手段として手話通訳または要約筆記を必要とする個人もしくは団体
 - (4) 不特定多数のものが参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関および団体等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの
- 2 申請者は、意思疎通支援者の個人派遣の場合にあっては希望する日の3日前の日、団体派遣の場合にあっては希望する日の14日前の日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く。）までに、意思疎通支援者派遣申込書（以下、派遣申込書という。）により、受託者に申請するものとする。ただし、緊急止むを得ない事由のある場合は、この限りでな

い。

(派遣の決定)

第11条 受託者は、前条第2項の派遣申込書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 受託者は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急止むを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第12条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

2 第8条第2項に定める意思疎通支援者の派遣に要する費用負担は、第10条第1項各号に定める申請者が負担するものとする。

(派遣の停止等)

第13条 区長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、または意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部もしくは一部の負担を命じることができる。

(報告)

第14条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに活動記録を作成し、受託者が指定する日までに受託者へ提出しなければならない。

(派遣の報酬等)

第15条 区長は、活動記録により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が第9条第2項ただし書の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

(意思疎通支援者の技術および知識の向上)

第16条 区長は、意思疎通支援者の技術および知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第17条 区長は、意思疎通支援者が頸肩腕障害に関する健康診断（以下「健診」という。）を受診した場合、意思疎通支援者の健診にかかった費用の2分の1または2,500円のいずれか低い額を、予算の範囲内で助成金として交付する。

2 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 第4条の規定により意思疎通支援者として登録している手話通訳者

(2) 健診を受診する日の属する年度において、本事業の手話通訳者として定期的な活動実績がある者

3 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、助成対象者とすることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、健診費用について他の補助を受けている者は、助成対象者としなない。

- 5 助成金の交付は、健診を受診する日の属する年度において、1人につき1回限りとする。
- 6 助成金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、健診を受診した日の属する年度の3月末日までに意思疎通支援者頸肩腕健診等補助金申請書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。
- 7 区長は、前項の規定による申請を受理した場合はその内容を審査し、交付の可否を決定し、意思疎通支援者頸肩腕障害健診助成金交付（不交付）決定通知書（第9号様式）により申請者に通知する。
- 8 第7項に規定する助成金の交付決定通知を受けた申請者は、区長が別に定める期限までに助成金請求書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。
- 9 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは遅滞なく助成金を支払うものとする。
- 10 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) その他区長が助成することが適当でないとしたとき。
- 11 区長は、助成金の交付決定を取り消したときは、申請者に対して既に交付されている助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 品川区手話通訳奉仕員派遣事業実施要綱（昭和54年品川区要綱第 号）、広域支援にかかる品川区要約筆記者派遣事業実施要綱（平成21年品川区要綱第384号）、品川区要約筆記者派遣事業実施要綱（平成22年品川区要綱第64号）は、廃止する。
- 3 第12条第2項の規定は、当分の間、聴覚障害者等団体について適用しない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より適用する。

別表（第15条関係）

1. 手話通訳者派遣

派遣単位（1件あたりの時間）	金額
開始から60分以内	3,000円
60分を超えて以後30分毎延長につき加算	1,000円を加算

手話通訳者の自宅から実施場所までの交通費は、往復実費とする。

2. 要約筆記者

派遣単位（1件あたりの時間）	金額
開始から60分以内	2,000円
60分を超えて以後30分毎延長につき加算	500円を加算

要約筆記者の自宅から実施場所までの交通費は、往復実費とする。

第 1 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

品川区意思疎通支援者登録申請書

品川区長 あて

申請者 (住所)
(氏名)
(連絡先)

品川区意思疎通支援事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、意思疎通支援者の登録を受けたいので、資格を証する書類を添付のうえ申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名		個人番号	
住 所	(〒)		
電話番号・FAX または E メール		連絡先 (勤務先等)	
業務内容	<input type="checkbox"/> 手話通訳者 <input type="checkbox"/> 要約筆記者 (手書き・パソコン)		
手話通訳者・要約 筆記者の資格			
手話通訳者・要約 筆記者の経歴			
従事することが できる曜日・時間 等			
その他			

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

品川区意思疎通支援事業実施要綱第 4 条第 2 項の規定により、意思疎通支援者として登録（却下）しましたので通知します。

記

- 1 品川区意思疎通支援者として登録します。なお、派遣活動に当たっては、以下によりお願いします。
 - ① 派遣の依頼 必要の都度、別途依頼します。
 - ② 派遣の内容 聴覚障害者の日常生活に必要な範囲とします。
(要綱に定める派遣内容によります。)
 - ③ 実施に当たって、障害者個人の人権を尊重し、その身上に関する秘密を守ること。

- 2 品川区意思疎通支援者の登録を却下します。
(却下の理由)

以上

第 3 号様式 (第 4 条関係)

品川区意思疎通支援者登録台帳

登録 番号	氏 名	住 所	連絡先	業務内容	備 考
				手話 要約 (手/PC)	
				手話 要約 (手/PC)	
				手話 要約 (手/PC)	
				手話 要約 (手/PC)	
				手話 要約 (手/PC)	

第4号様式（第5条関係）

（表）

品川区意思疎通支援者証（手話通訳者・要約筆記者）	
品川区登録	第 号
氏名	
住所	
上記の者は、「品川区意思疎通支援者」に登録された者であることを証明する。	
	年 月 日
	品川区長 印
有効期限	年 月 日まで有効

（裏）

取扱上の注意	
1 意思疎通支援活動の際は、必ずこの証を携帯すること。	
2 他人に貸与しないこと。	
3 住所、氏名等に変更があったときは、速やかに届け出ること。	

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

品川区長 あて

申請者

先に交付を受けた品川区意思疎通支援者証について、紛失等したので届け出るとともに、品川区意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏名	
個人番号	
住所	(〒 -)
電話番号 (連絡先)	
登録証番号	
紛失等の別	紛失 ・ 盗難 ・ 毀損 ・ その他
発生日時	年 月 日
発生時の状況	
備考	

様式第 6 号 (第 5 条関係)

年 月 日

品川区意思疎通支援者登録事項変更届

品川区長 あて

申請者

品川区意思疎通支援者事業実施要綱第 5 条第 5 項の規定により、下記のとおり登録事項を変更したいので届出します。

変更理由		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後

秘密保持誓約書

私は、品川区から意思疎通支援の依頼業務を遂行するに当たり、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

- 1 私は、品川区から意思疎通支援の依頼業務を遂行するうえで知り得た個人、団体等に係る一切の情報を秘密として保持し、これを第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりいたしません。
- 2 私は、品川区から意思疎通支援の業務を遂行するに当たり、次の事項を厳守します。
 - (1) 品川区の定める規則・手続きに従うこと。
 - (2) 品川区の許可なく一切の物品、書類等を持ち出さないこと。
 - (3) 品川区の許可なく一切の物品、書類等の複写、模写および一切の複製を行わないこと。
- 3 前2項に定めるもののほか、品川区から秘密保持に関し、指示をされたときはこれを遵守します。
- 4 品川区からの依頼業務が終了し、および登録意思疎通支援者でなくなった後も秘密保持を厳守します。

以上

年 月 日

意思疎通支援者 氏名

第8号様式（第17条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

品川区意思疎通支援者頸肩腕障害健診費用助成金申請書

品川区意思疎通支援事業者実施要綱第17条に基づき、関係書類を添えて申請します。

受診者氏名	
受診日	年 月 日
医療機関名	
受診料	円

※ 受診者名、受診（健診）内容、受診日、医療機関名および受診料が確認できるものを提出してください。

第9号様式（第17条関係）

品川区意思疎通支援者頸肩腕障害健診助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

品川区長



年 月 日付で申請のあった品川区意思疎通支援者頸肩腕障害健診助成金交付について、品川区意思疎通支援事業実施要綱第17条に基づき補助金を交付（不交付）することに決定しましたので通知します。

記

交付

交付決定額 金 _____ 円

不交付

理由

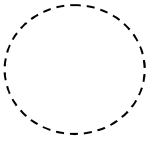
第10号様式（第17条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住 所 _____

氏 名 _____ 印



品川区意思疎通支援者頸肩腕障害健診助成金請求書

年 月 日付で交付決定のあった、品川区意思疎通支援者頸肩
腕障害健診助成金について下記のとおり請求します。

記

助成金請求金額 金 _____ 円